

## 検討事項③「出版者への権利付与に関する事項」について

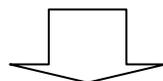
### 1. 三省懇談会で示された方向性について

#### 【出版者への権利付与を必要とする意見】

- 出版者の権利内容を明確にすることにより、出版契約が促進される可能性がある。
- デジタル化・ネットワーク化に伴い、今後増加することが想定される出版物の違法複製に対しても、出版者が物権的請求権である差止請求を行い得るようにすることで、より効果的な違法複製物対策が可能となる。

#### 【出版者への権利付与に反対する意見】

- 米国のように、出版者に権利がなくとも、著作者と出版者との間で独占的な許諾契約を結ぶなど明確な出版契約を結ぶことによって、種々の課題に対応可能。
- 創作活動における著作者と出版者・編集者との関与の度合いは様々であり、一律に出版者に新たな権利を付与することは、権利関係を更に複雑にし、権利処理に支障が生じる。



- 出版者への権利付与が、出版契約や流通過程に与える影響や各国の動向についての調査・分析を実施するとともに、その可否を含め検討することが必要。

### 2. 検討の進め方について

- まずは、出版者への権利付与に係る出版者の具体的な見解や「諸外国の著作権法等における出版者の権利及び出版契約に関連した契約規定に関する調査研究」の結果などを含めて、当該権利をめぐる現状を適切に把握する事が重要ではないか。
- デジタル化・ネットワーク化の進展に伴い、電子書籍化などの出版物の多様な利用が想定される中、その円滑な流通の促進を図るという視点が重要ではないか。
- したがって、検討にあたっては、「出版者への権利付与」に係る可否を含めて多角的に検討することが重要ではないか。

### 3. 検討が必要とされる論点について

#### (1) 「出版者への権利付与」の必要性等について

「出版者への権利付与」の必要性の検討にあたっては、例えば以下の論点に対する検討が必要であると考えられる。

##### ① 「出版者への権利付与」の意義

##### ② 「出版者への権利付与」が出版物の流通等に与える影響

- 出版者の機能の維持、発展に対する影響
- 出版契約の促進に与える影響
- 出版物の流通に与える影響
- 違法複製物の流通防止に対する影響

##### ③ 国際的な動向との関係性

- 諸外国における「出版者への権利付与」の状況
- 諸外国の電子書籍の流通や権利処理等の実態

##### ④ 出版者への権利付与以外の方法

- 出版契約の促進による対応の可能性
- その他（「出版者への権利付与」や出版契約の促進以外の対応）

#### (2) 「出版者への権利付与」の具体的な在り方について

仮に、「出版者への権利付与」を認めることとした場合、権利の具体的な内容について、例えば以下の論点に対する検討が必要であると考えられる。

##### ○ 具体的な権利の態様

- 出版者の定義、範囲
- 保護を受ける対象物の範囲
- 権利の内容や種類・範囲について

(以上)